

大学等における修学の支援に関する法律(令和元年法律第8号)による
修学支援の対象機関となる大学等(確認大学等)に係る確認の辞退の届出について

令和8年8月31日
埼 玉 県

以下の大学等について、学校廃止のため確認を辞退する旨の届出があったものである。

(私立専門学校)

確認大学等の名称	確認大学等の所在地	設置者の名称	設置者の主たる事務所の所在地	確認辞退日
大原こども専門学校	埼玉県さいたま市大宮区宮町4-6	学校法人大原学園	東京都千代田区西神田1-1-3	令和9年3月31日

※ なお、確認辞退日の前に、高等教育の修学支援新制度の対象者として認定された者が在学しているときは、当該者については、確認辞退日まで新制度の支援を受けることができる。
(大学等における修学の支援に関する法律第14条、独立行政法人日本学生支援機構法第17条の2第1項)